

1 地方分権改革の着実な推進

提出先 各府省

【提案項目】

- 1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進
- 2 地方自治制度の抜本的な改革

【提案内容】

項目1 これまでの地方分権一括法等により、国から地方への事務・権限の移譲や、国による義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が実現したが、次の取組を通じて、更なる地方分権改革を進めること。

(1) 提案募集方式については、地方の発意に根ざした地方分権改革を進めるという制度趣旨を踏まえ、提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。

(2) 提案募集方式による平成26年度の提案のうち、「引き続き検討を進めること」とされたものについては、実現する方向で検討を進めること。

また、「実現できなかったもの」とされた提案について、情勢の変化を踏まえ再度の提案があった場合には、積極的な対応を図ること。

(3) 地方からの提案に基づく取組とともに、国自らも、国の出先機関の見直しを含めた役割分担の適正化を図るなど、主体的に地方分権改革に取り組むこと。

項目2 地方自治体の裁量を広範に保障するため、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制している現行の地方自治法を抜本改正すること。

【提案理由】

国においては、5次にわたる地方分権一括法を制定し、地方分権改革を進めているところであるが、今後想定される人口減少等による社会構造の激しい変化に的確に対応するには、地方がより主体的に行政サービスを展開できるようにする必要があることから、更なる地方分権改革に取り組む必要がある。

また、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定している現行の地方自治法は抜本的に改正すべきである。

【最近の動向と各項目の提案理由】

＜事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進＞

最近の動向：提案募集方式に基づき、地方から866件の提案が行われた結果、495件について権限移譲等の対応を図ることとされ、第5次地方分権一括法等により、措置されることとなった。

提案理由：(1) 地方分権改革を一層推進し、地方がより自主的・自立的に行政サービスを提供できるようにするため、引き続き提案募集方式に基づき、事務・権限の移譲及び規制緩和を推進する必要がある。

(2) 地方からの提案に対して、「引き続き検討を進めること」とされたものについては、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果に基づいて必要な措置を講ずるとされているので、実現する方向で検討を進める必要がある。

また、「実現できなかったもの」とされた提案についても、情勢の変化を踏まえ、より具体的な現行制度の支障事例や制度改正による効果を示して、地方から再提案があった場合には、積極的に検討対象とする必要がある。

(3) 国は、提案募集方式による地方からの提案を検討するとともに、自らも、国の出先機関の見直しを含めた国と地方の役割分担の適正化や、これまでの義務付け・枠付けの見直しの中で設定された「従うべき基準」の撤廃も含めた規制緩和を更に進めるなど、主体的に地方分権改革を推進する必要がある。

＜地方自治制度の抜本的な改革＞

最近の動向：平成21年度に、国において地方自治体の組織・運営の自由度を高めるため、地方自治法の抜本的な見直しに向けた検討が開始され、平成22年度には、「地方自治法抜本改正についての考え方」が示された。また、平成26年度には総合区の設置や中核市制度と特例市制度の統合などの整備が行われたが、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制している規定について抜本改正は行われなかった。

提案理由：現行の地方自治法は、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制しており、また、条項数が膨大で県民にとって分かりにくいものとなっている。地方自治法を、地方自治の大枠を分かりやすく規定する「地方自治基本法」とし、現行の地方自治法で規定されている実務的・手続的な内容は個別法又は自治体が地域の実情に応じて条例で定めることができるように見直すことが必要である。

(神奈川県担当課：政策局広域連携課)